

令和3年4月24日

記者発表

営業時間の短縮の要請について

令和3年4月22日（木）に発表しました営業時間の短縮の要請について、具体的な対象業種や協力金等について、お知らせします。

【営業時間の短縮の要請】

要請期間： 令和3年4月22日（木）から5月11日（火）まで

対象地域： 和歌山市

営業時間： 5時から21時まで（酒類の提供は20時まで）

※営業時間短縮の実態把握のため、見回り調査を行います。

対 象： 食品衛生法上の営業許可を得て営業を行っている店舗

- 飲食店： 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等
- 遊興施設等： カラオケボックス、バー等

【除外店舗】

- ・飲食の場を設けない店舗（宅配、テイクアウト専門店等）
- ・宿泊目的の利用が見込まれる店舗（ネットカフェ、漫画喫茶等）
- ・5時から21時の範囲内で営業している店舗

【協 力 金】

1店舗当たりの金額：

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		8万3,333円以下	8万3,333円超～25万円以下	25万円以上
中小企業	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5万円～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】 1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額（1日当たり）】 「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3」 のいずれか低い額		
大企業 (売上高減少額による方法)				

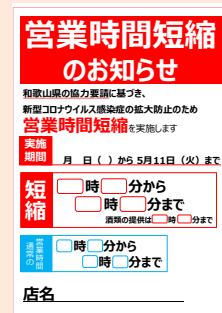
※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可能

※中小企業・大企業ともに、時短要請月を基準に開店1年未満の店舗に対する特例等を別途設ける予定

売上高の計算方法⇒開店後の売上高の平均を基に算出

支給要件： ①【営業時間】5時から21時までの営業時間とする。
※酒類の提供は5時から20時までとする。

- ②【感染予防】ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組む。
③時短営業実施の掲示を店舗入口（外側）に掲げる。



補正予算額： 30億1,058万5千円

(地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分)

※財源は、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
(協力要請推進枠および地方単独事業分) を活用

【問い合わせ窓口】

<全般>

和歌山県危機管理局

電話 073-441-2907 FAX 073-422-7652

※電話受付時間 9時から17時45分まで（休日を含む）

<協力金に関すること>

和歌山県支援本部相談窓口

電話 073-441-3301 FAX 073-422-2211

※電話受付時間 9時から17時45分まで（休日を含む）

※協力金の申請手順、申請要領等については、後日お知らせいたします。

<見回り調査の実施に関すること>

和歌山市総合防災課

電話 073-435-1198 FAX073-435-1299

※電話受付時間 9時から17時45分まで（休日を含む）

【その他】

詳細は、県 WEB サイトで公表予定の Q&A をご覧下さい。

<全般>	<協力金に関すること>
和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 (危機管理局) 岡本雅・道・藤戸・平田	(商工振興課) 石橋、尾崎、石坂
073-441-2275	073-441-2742